

委員会報告(案)「次世代高速無線 LAN の導入のための技術的条件」の意見募集の結果及び意見に対する本委員会の考え方
(平成 24 年 10 月 10 日から同年 11 月 12 日 意見募集)

【意見提出：1 件】

意見提出者	意見（全文）	委員会の考え方
個人	<p>ソフトバンクがイーアクセスを買収し、イーアクセスに割り当てられていた周波数帯を手に入れる、と新聞、TV 等で報道されました。</p> <p>電波は公共財であり、これは不正、間違っていないですか？</p> <p>イーアクセスの 1.7GHz 帯と 700MHz 帯の内、今年 6 月に確定した 700MHz 帯の入札は NTT ドコモ、KDDI、ソフトバンク、イーアクセスの応札であった（所謂プラチナバンドの周波数再編）</p> <p>これにより各社が周波数を確保した後、舌の根も乾かない 4 ヶ月後にソフトバンクが周波数を手に入れるのは、正に不公正入札である。</p> <p>そもそもイーアクセス自体に、応札時に提出した基地局敷設とサービス提供計画の履行義務がありこれは、実行させるべき。</p> <p>さらにソフトバンクがイーアクセスの筆頭株主となっても、将来、イーアクセスのサービス提供計画が破綻した場合は、その時点で再び周波数競争入札を行うべきである。</p> <p>今回のソフトバンクによる 2 周波数帯の入手が悪しき前例となり、情報、通信分野での行政公正性が崩れるのは、想像に難くない。</p> <p>総務省は、電波という公共財について、厳密な手続きと運用管理を実行すべきである。</p>	<p>本件意見募集と直接関係のない御意見として取り扱わせていただきます。</p>